

松山市
松山城



季刊誌

Vol.4

発行日 2006.12

ほっと 笑媛



愛媛県グループホーム連絡協議会
〒790-0056 松山市土居田町 621-1

電話 & FAX: 089-974-1213
E-mail: ehime.gh@aioros.ocn.ne.jp

特集1 成年後見制度と権利擁護 ～アンケート集計結果を踏まえて～

平成18年11月13日(火)に、相互評価事業の説明会がありました。

相互評価事業とは、グループホーム事業者同士がそれぞれのホームを相互に訪問し、“気づき”の視点を持って互いにサービスの水準の向上に努めていこうという事業です。

具体的には、1事業所1名を相互評価調査員とし、3つの事業所を1チームとします。チームで話し合っ、訪問する日程調整を行い、実施期間内で訪問する日と訪問される日を決定します。

相互評価訪問調査の当日は、自分を除いた同じチームのグループホームの調査員2名の訪問を受けることになります。

【実施期間】

平成19年1月9日～2月3日
(申し込みは11月23日で締切りました)

特集2 高齢者虐待防止法について

県内グループホームの紹介



成年後見制度と権利擁護 ～アンケート集計結果を踏まえて～

1. 成年後見制度と地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)

【成年後見制度とは】

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害等）によって判断能力の充分でない人は、例えば不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。そうした人々が、一方的に不利益を被らないよう、その人たちの判断能力を補い、権利を保護するのが成年後見制度です。

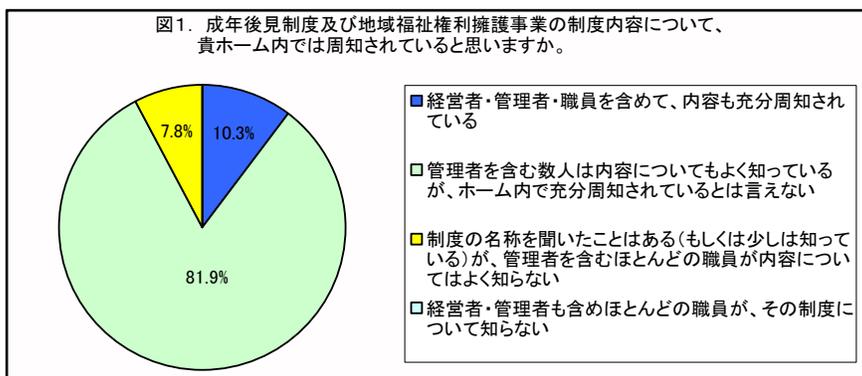
成年後見制度は、大きくは**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。また、法定後見制度は「**補助**」「**保佐**」「**後見**」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度が選べるようになっており、契約や財産管理、身上監護などの法律行為全般を、裁判所の裁定に基づいて、援助する人（補助人、保佐人、後見人）が行います。

法定後見制度			任意後見制度
(補助) 精神上の障害により、判断能力が不十分な者。	(保佐) 精神上の障害により、判断能力が著しく不十分な者。	(後見) 精神上の障害により、判断能力を欠く状況にある者。	元気に内に、将来に備えて予め自ら任意後見人を決めておく制度。

【地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)とは】

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害等）によって判断能力の充分でない人が、自立した地域生活を送れるように日常の生活援助を提供するのが、社会福祉法に基づく地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）です。

成年後見制度が、重要な財産などに関わる法的支援体制がベースになっているのに対し、地域福祉権利擁護事業は、例えば日常の金銭管理や福祉サービスの利用援助、年金証書や印鑑・預金通帳、書類等を預るといような、生活支援体制がベースになっています。



平成18年10月に、当協会では成年後見制度と地域福祉権利擁護事業に関するアンケート（以下、アンケート）を行ったところ、左図1の通り、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業については、全体の約90%以上

のグループホームでその内容を知っている職員がいる一方、7.8%のグループホームでは、管理者を含むほとんどの職員がその内容をよく知らないと回答しています。

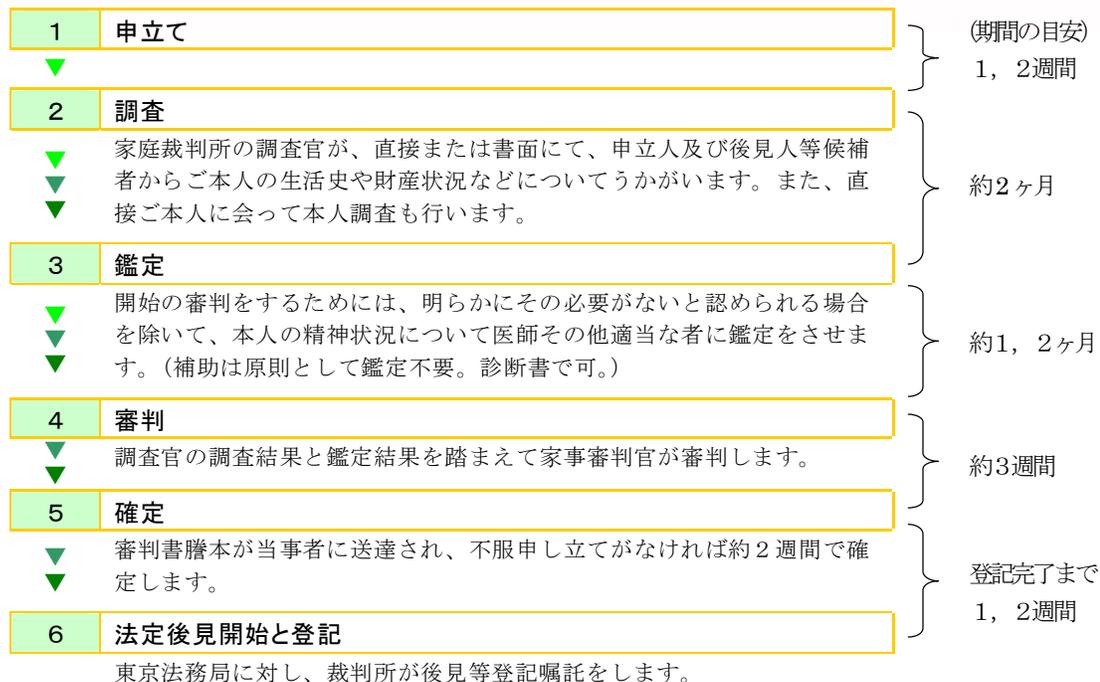
成年後見制度等については、自己評価及び外部評価項目にもあげられています。利用（予定）者への活用を推進していく上でも、まずはホーム内でその内容が周知されることが望まれます。

2. 成年後見制度の申立て手続き

① 申立てをすることができるのは誰か

本人、配偶者、四親等以内の親族、市町村長（独居などで全く身寄りのない場合）、検察官等です。

② 手続きの流れ



③ 申立てにはどれくらい費用がかかるのか

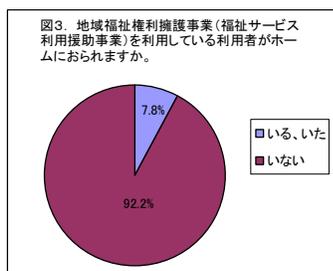
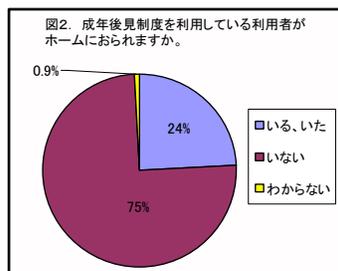
- ・ 申立て時の書類取得の為にかかる費用（原則として申立人の負担）…約1万円程度（収入印紙、登記印紙、郵便切手代金の合計）
- ・ 鑑定費用（原則として申立人の負担）…通常10万円前後
※その他、別途費用がかかる場合もあります。（申立を弁護士、司法書士等に依頼する場合など）

④ 誰が成年後見人等になれるのか

家庭裁判所が審判によって選任します。申立て時の候補者になるとは限らず、本人の状況を考慮して最も適任な者を選任します。（親族以外の第三者、法人も可。また、複数の後見人等を選任することも可。）

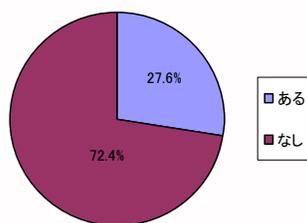
3. グループホームの現状 ～アンケートより～

当協会が行ったアンケートによると、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の利用状況は左図2及び左図3の通りです。



成年後見制度を利用している利用者がある（いた）グループホームは、全体の約4分の1程度（24%）、福祉サービス利用援助事業を利用している利用者がある（いた）グループホームは、1割未満という結果でした。

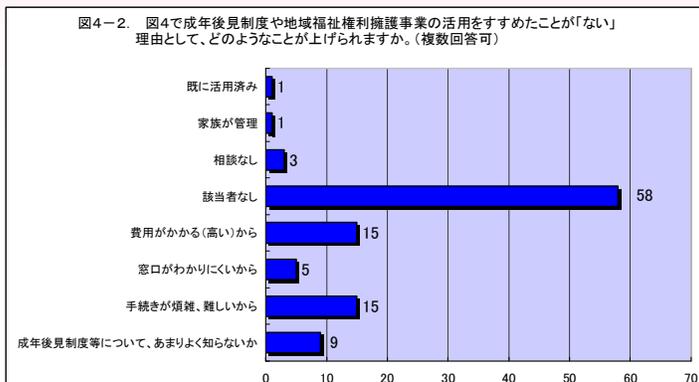
図4. 利用(予定)者やその家族による、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用をすすめたことがありますか。



また、左図4のように、利用(予定)者やその家族に成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用をすすめたことがあるかという問いに対して、「ある」と回答したホームは27.6%、「ない」と回答したホームは72.4%でした。

制度等の活用をすすめたことが「ない」理由については、右図4-2にあるように、「該当者がいないため」という理由が最も多く、次いで「費用がかかるから」「手続きが煩雑、難しいから」という理由があげられていました。

図4-2. 図4で成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用をすすめたことが「ない」理由として、どのようなことが上げられますか。(複数回答可)



特集2 高齢者虐待防止法について

『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法)』が平成18年4月に施行されました。この法律では、高齢者虐待の定義づけを行い、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、

65歳以上の高齢者に対して、家庭での養護者又は施設等の職員から行われる以下のような行為を虐待といいます。

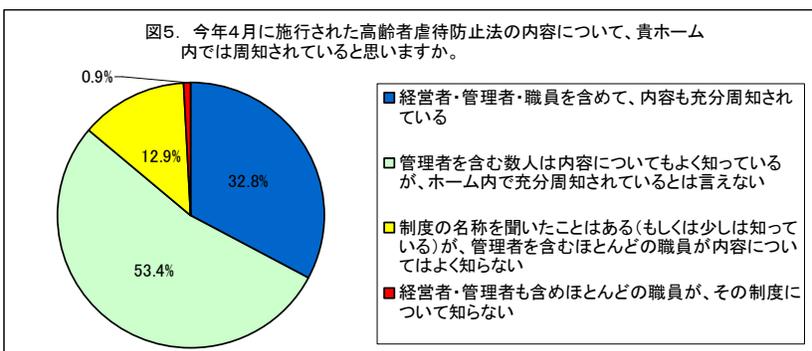
1. 身体的虐待
2. 介護・世話の放棄(ネグレクト)
3. 心理的虐待
4. 性的虐待
5. 経済的虐待

国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者に対する責務が規定されています。

(詳しくは、11月中頃に協議会より発送した『高齢者虐待防止の基本』をご覧ください。)

この高齢者虐待防止法についてどの程度周知されているか当協会アンケートで尋ねたところ、下図5のような結果になりました。全体の約85%以上のグループホームで、法律の内容を理解している職員がいる一方、約14%のグループホームでは、管理者を含めた職員がその内容についてよく知らないと回答しています。

図5. 今年4月に施行された高齢者虐待防止法の内容について、貴ホーム内では周知されていると思いますか。



愛媛県においては、今年10月に新居浜市のグループホームで高齢者虐待の報道がなされたばかりです。介護に携わる職員として身を引き締め、各々のグループホームが虐待の防止等の措置を講じていく必要があります。

県内グループホームの紹介



- ① しいのみ (松山市)
- ② 菜の花 (東温市)
- ③ 玉泉 (伊予郡松前町)
- ④ うつのみやさんの家 (西予市)
- ⑤ サマリヤの家 (久万高原町)
- ⑥ おあしす (松山市)
- ⑦ ルンビニー (松山市)
- ⑧ まなべ (西条市)
- ⑨ すみれの家 (松山市)

① しいのみ (松山市) 1ユニット 6名

グループホームしいのみは、松山城のふもと、緑の多い静かな住宅街にあります。2階建て一軒家の家庭的な雰囲気の中で、入居者6名で生活している小さな小さなホームです。それゆえのんびり、ゆったり、ほのぼのと暮らしています。

お年寄りひとりひとりの意志や自由を尊重し、生きる喜びや楽しみを少しでも多く感じてもらい、認知症状を和らげるよう努力しています。

特定非営利活動法人 グループホームしいのみ

〒790-0806 松山市緑町1-7-15

電話&FAX:089-932-7681

② 菜の花 (東温市) 3ユニット 27名

ホームでは、入浴・排泄・食事等のサービスを受けながら、家事や趣味等を通じご自身の持てる力を発揮してもらう「生活リハビリ」が行われています。また、希望により医師の診断のもと、理学療法士・言語聴覚士による専門的なリハビリを受けることも可能です。



建物は、木造造りの温もりを感じるこだわりの平屋建て、ウッドデッキのある広い芝生の中庭、プライバシーを守る全室個室(床暖房)、リフト付き入浴、静かな住環境です。利用者と共に暮らす「家」という考えのもと、家庭的なサービスを提供しています。

医療法人さくら会 〒791-0204 東温市志津川91番地3

電話:089-960-5855 FAX:089-960-5887

③ 玉泉（伊予郡松前町）

1ユニット 6名

定員6名の小規模なグループホームです。

広い庭園と家庭的な空間のもと、調理や洗濯、買い物等の日常繰り返される生活を、入居者の方々を中心に24時間体制でサポートさせて頂いております。

「一人ひとりが、その人らしく、いつも笑顔で楽しく」を理念に掲げ、自立した生活を尊重しながら、日常生活上のサポートを行っております。

社会福祉法人 エンゼル

〒791-3131 伊予郡松前町北川原33-1

電話:089-984-6407

FAX:089-984-7776



④ うつのみやさんの家（西予市）

1ユニット 6名

うつのみやさんの家は、平成13年7月1日に開所した、民家改修型のグループホームです。

田んぼに囲まれた静かな環境の中で、ゆっくり、のんびり、毎日を送っています。

また、敷地の中には、栗、柿、梅、酢橘、ふき、茗荷等があり、四季折々の味覚を味わう事が出来ます。季節を肌で感じながら、昔ながらの家で、昔ながらの風習を大切に生活していきたいと思えます。



社会福祉法人 宇和町社会福祉施設協会

〒797-0026 西予市宇和町岩木1027番地

電話&FAX:0894-62-9204

⑤ サマリヤの家（久万高原町）

1ユニット 9名

四季折々の自然豊かな久万高原町の中心部に、平成13年 上浮穴郡内初のグループホームとして開設されたホームです。

「やさしい笑顔と寄り添う心・主役はお年寄り」の運営理念のもと、利用者さんと共に喜び、共に生きることを実践目標としています。下町の人情豊かなご近所の方々に温かく見守られながら、地域の一員として普通の生活を送っています。

「今日もたくさんの笑顔と出会えますように…」職員一同の日々の祈りです。

久万高原町にお越しの節は是非お立ち寄り下さい。

有限会社 介護支援サービス しろもと

〒791-1206 上浮穴郡久万高原町上野尻甲623-2

電話&FAX:0892-21-2233

⑥ おあしす (松山市)

1ユニット 9名

私たちの理念は「尊敬、優しさ、笑顔」にあります。

この理念に基づき、利用者の皆様のご家庭におられた日々と同じ時間が過ごせるように心がけています。また、利用者の皆様が、日常生活においてご自身でできることは、できるだけ見守りながら、お手伝いさせていただいています。

ご家族の皆様、地域の皆様にもご理解いただける様に“開かれた施設”を目指しております。利用者お一人おひとりに安心して、笑顔で日々を過ごしていただけるように今後も鋭意努力して参ります。

石井オアシス・ケアサービス有限会社

〒790-0942 松山市古川北2丁目16-6

電話:089-958-8206 FAX:089-958-8376

⑦ ルンビニー (松山市)

2ユニット 18名



三方を田畑に囲まれたルンビニーは、広い庭と共に自然を五感で感じることでできる環境です。ルンビニーは開設して4年半、入居者の方々もご高齢となり、支援のあり方も徐々に変化してきました。しかし、基本理念は変わることなく、

- 一人ひとりの想いをくみとって生活を豊かに
- 人として当たり前の関わりと支援

で、入居者の方々と職員とが共に支え合う家族的な雰囲気大切にしています。

医療法人ビハール藤原胃腸科

電話:089-978-7515

〒791-8006 松山市安城寺町530番地1

FAX:089-978-7516

⑧ まなべ (西条市)

2ユニット 18名

食べることが健康への第一歩です。昨日のことは忘れても、今の美味しい食事は味わうことができます。

私たちは、生きる喜びの原点は、味・匂い・暖かさにつつまれた食卓の提供から…と考え、旬の食材や季節感のあるメニュー、目でも楽しめるお皿、盛り付け、行事食の演出など工夫のある食事作りに取り組んでいます。

いつまでも皆様が元気に散歩でき、地域の中で暮らせるようにと願っています。

株式会社 ジェイコム

〒793-0072 西条市氷見乙769番地

電話&FAX:0897-57-6151 FAX:0897-52-2188



⑨ すみれの家（松山市）

3ユニット 25名

すみれの家は、なじみの環境で長く暮らせるよう入居後の要介護度の進行にも柔軟に対応できるグループホームです。その一つが、要介護度が上がっても安心して入浴できる特浴設備があります。

また、看護職員を配置し、日常の健康管理を徹底することで病気の予防に努めるほか、持病についても事前の受診を励行し、入院するということが少なくなってきました。そして、スタッフには、内外での研修を行い、医療知識や介護技術向上に努めています。

有限会社 ティーエムコーポレーション
電話:089-905-6006

〒791-8031 松山市北斎院町1072-1
FAX:089-905-6017

はいっ、
こちら事務局！



【 電話番号のお知らせ 】

事務局の電話がファックス兼用である為、ファックス送信時に電話がつながりにくいというご意見をいただきました。

役員会で話し合い、12月より事務局用の携帯電話を契約することに致しました。事務局の電話（089-974-1213）がつながりにくい場合は、下記携帯電話にご連絡下さい。

事務局用 携帯電話：090-8971-5361

なお、事務局の電話対応の時間帯（携帯電話を含む）は次の通りです。

【平日 10:00~17:00】 （※土・日・祝祭日休み）

【 新職員 紹介 】

退職した梶原に代わり、9月より成野 弘子（なるの ひろこ）が事務局 新職員として勤務しています。事務局長 小林のもと、久万と共に力を合わせて頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

広報(冬号)掲載予定

● 研修に関するアンケート結果

● 相互評価の感想

◆◆◆編集後記◆◆◆

早いもので、2006年もあとわずかとなってきました。一年を振り返ると、月日が過ぎるのはあっという間ですね。冬の空気が乾燥する季節になると、インフルエンザ等の感染症や火災件数も増えてきます。介護者である自分自身がしっかりと体調管理を行い、また、入居者の方々の健康状態等にも充分注意していこうと思う今日この頃です。皆様も体調を崩されることなく、よいお年をお迎え下さい。